

THE BEGINNING OF THE WAR

戦争のはじまりはいつも『秘密』から。

WILL BE SECRET.



アメリカと共に戦争をする。国民の批判の声を封じる。

いま重大な悪法＝秘密保全法が国会に提出されようとしています！

秘密保全法は以前自民党が提出し、国民の批判でつぶれた国家秘密法と同じ法律です。今回も弁護士団体の日弁連や新聞協会などマスコミの団体・労組は反対しています。しかし、野田民主政権が秘密保全法を出せば自民の賛成ですぐ成立します。国会への提出を許さないため、危険な法律であることを知らせ、反対の声を広めましょう！

Stop! 秘密保全法 共同行動

【秘密保全法の中身はウラ面を】

〒112-0002 東京都文京区小石川 2-3-28 DIK マンション201 自由法曹団内

秘密
保全法

危ない!



私たちの目・耳・口をふさぐ

秘密保全法制

危険な4つのポイント

その1: 大事な情報が隠される!

秘密保全法制は、保護する「特別秘密」の範囲を1国の安全、2外交、3公共の安全及び秩序の維持の3分野としており、かつての国家機密法案以上に広範です。また、秘密とするか否かを決めるのは情報を保有する行政機関で、第三者によるチェックもありません。政府の都合によって、例えば自衛隊、原発、TPP交渉など、私たちの生活に関わる様々な重要情報が隠されてしまいます。

その2: 広く市民を重罰で処罰!

秘密とされた情報について、公務員だけでなく、研究者や民間企業の技術者・労働者などにも秘密保持義務が課され、漏えいは、内部告発や過失(不注意など)であったとしても処罰の対象とされます。また、行政機関によって秘密とされた情報の取得行為も処罰の対象とされることがあります。しかも、情報を取得できなくても、取得行為を実施しなくても、教唆、共謀、扇動行為として独立して処罰されます。処罰の最高刑は懲役10年といわれています。国民の様々な活動に最高10年の懲役刑という重罰が科せられることとなります。

その3: 私たちの様々な自由を抑圧!

様々な国民に秘密保持義務が課せられて、その漏えいが処罰されるばかりでなく、マスコミによる取材活動や一般市民による情報公開要求など情報へのアクセスも処罰の対象とされ、官憲による捜査の手や処罰の危険が及びます。そのため、国民の生活に関わる重要な情報を入力したとしても、処罰を覚悟しない限り、社会に発信したり、マスコミに伝えることができなくなります。取材なども著しく制限されることになり、国民の知る権利、表現の自由や学問・研究の自由などの様々な権利、自由が危機にさらされます。国政に関する情報は国民に公開されるのが原則であるはずなのに、国民はそれを知ることすら議論することもできなくなります。

その4: 私たちを監視・差別する「適性評価制度」

「適性評価制度」といって、行政機関や警察が、秘密を取り扱わせようとする者について、本人及び配偶者等の関係者に対しても、職歴、活動歴、信用状態、通院歴等の調査を行い、選別することを可能とする制度も導入されようとしています。例えば、借金など弱みを握られて情報を漏らすおそれがないかどうかと金融機関を調査したり、精神的状態に問題はないかと通院している病院まで調査されます。公務員だけでなく民間の業者や労働者も対象となり、多くの国民がプライバシー侵害、思想・信条による差別などの人権侵害の危険にさらされます。

秘密保全法Q&A

Q1 情報漏えい防止のために必要な法律なのですか?

いいえ、全く必要ありません。すでに、現在でも、秘密保護のために、自衛隊法、MDA 秘密保護法、刑事特別法、国家公務員法などによる厳しい情報保全体制がとられています。秘密保全法制の理由の1つとされている尖閣沖漁船衝突の画像流出事件も、国家公務員法違反(懲役1年以下)で捜査されましたが処罰されていません。処罰の必要のない事実を持ち出して広く市民を重罰で処罰しようとしているのが実態です。

Q2 公務員でなければ関係ないのでは?

誰もが処罰の危険にさらされます。漏えいの処罰は行政機関から委託を受け情報を扱う研究者、民間企業及び労働者も対象です。例えば、原発関連の工事請負業者と労働者です。また、夫婦の会話で何気なく出た話を、ママ友と話題にしたところ、それが実は「特別秘密」だったとして捜査や処罰の対象とされることもあり得ます。さらに、情報を知ろうとする行為は、マスコミ関係者はもちろん、一般市民も処罰対象になります。

Q3 知る権利や取材の自由を害しないと報告書があるそうですが?

有識者会議報告には知る権利や取材の自由を害しないと記載されていますが、それは全くのごまかしです。イラク派兵の情報公開請求では自衛隊の活動は全部墨塗りにされ情報が隠されました。そんな情報隠しを正当化するのが秘密保全法です。国民が求める情報、公開すべき情報まで隠され、知る権利が侵害されます。取材の自由についても、情報を得ようと働きかける行為が処罰対象とされ、通常の取材活動も罪に問われかねません。取材活動や情報公開への萎縮効果は計り知れません。

Q4 同意を得ての調査なのであれば問題ないのでは?

情報を扱うための「適性評価」の調査に、同意しないとか、答えないという態度をとれば、それだけで「適性」がないとされ差別されてしまいます。同意の有無が「踏み絵」になります。しかも、配偶者、友人、知人などについては、その本人の同意もなくプライバシーを調査されることとなります。橋下大阪市長の政治・組合活動調査のようなことが、あなたの知らないところで実施されることになりかねません。